

2. まちづくりと公共交通・ICT活用等の連携によるスマートシティ実現

①KPIの主な進捗状況

《KPI》「2020年度末までに800の地方公共団体において、生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出する。」【73】

⇒272団体（2018年3月末）

《KPI》「2020年度末までに地域の防災力を高めるLアラート高度化システムやG空間防災情報システムを、それぞれ15の都道府県、100の地方公共団体に導入する。」【72】

⇒G空間防災情報システム：72団体（2018年3月末）

②施策の主な進捗状況

IoTの活用を通じた安全・安心なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域の防災力を高めるためのLアラート高度化システムやG空間防災システムについて、Lアラート高度化システムの標準仕様案策定に向けた実証やそれぞれの普及啓発等を通じて、令和2年度までにそれぞれ15の都道府県、100の地方公共団体への導入を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度実証実験を通じて、Lアラート情報の地図化に必要な都道府県防災情報システムへ追加するための標準仕様を策定し、普及展開を図る予定。 G空間防災システムについては、地域IoT実装推進事業により平成30年度43団体が導入。 	総務大臣
地域コミュニティの活力向上を通じた新たなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の解決を目指す地方公共団体に対して、地域IoTの実装計画策定や実装事業の支援、分野横断的なデータ連携によるデータ利活用型の街づくりの推進等を実施することにより、令和2年度末までに800の地方公共団体において、健康づくり、教育等の生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省「地域IoT実装状況調査」（平成30年度）において、272団体が既に取組を実施。引き続き、計画策定支援、地域情報化アドバイザー派遣などの人的支援、データ利活用ルールの明確化、実装事業の支援等を総合的に実施し、地方公共団体における地域IoTの導入を推進。 	総務大臣

3. 中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す」【74】 ⇒2017年：0.18%

《KPI》「2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす」【76】 ⇒2016年度：954,546社

《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」【77】

⇒2017年度：開業率5.6%、廃業率3.5%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
中小企業・小規模事業者のITなどの先端設備の投資促進（横の軸） /各業種における生産性向上の具体的な取組の促進（縦の軸）	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年5月に成立した生産性向上特別措置法に基づき創設した固定資産税の負担減免の措置について、自治体の自主性に配慮しつつ、活用を促進するとともに、これに積極的に取り組む自治体に所在する中小企業・小規模事業者に対して、「ものづくり・商業・サービス補助金」などの支援施策との相乗効果が発揮されるよう取り組む。 生産性向上に必要なIT導入 	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上特別措置法が平成30年6月6日に施行された。本法に基づき、平成31年2月末時点で、1,606自治体が固定資産税をゼロとする措置を実現した。また、平成30年12月末時点で、固定資産税をゼロとする措置を実現した自治体において、17,868件の先端設備等導入計画が認定され、計画に盛り込まれた設備等の数量は合計で47,865台、約5,076億円の設備投資が見込まれている。 さらに、「ものづくり・商業・サービス補助金」（平成29年度補正予算事業）において、11,989者を採択した。 「サービス等生産性向 	<p>経済産業大臣</p> <p>総務大臣、財</p>

	<p>を強力に支援するため、平成30年2月に設立した「中小サービス等生産性戦略プラットフォーム」や、認定情報処理支援機関を活用し、身近な支援機関におけるサイバーセキュリティを含むITリテラシーの向上を図ること等により、中小企業の経営改善と連携したIT支援体制を強化する。</p>	<p>上IT導入支援事業」(平成29年度補正予算事業)により約6.2万件を支援した。</p> <p>また、IT活用を支援する認定情報処理支援機関を269機関認定(平成31年3月末時点)するなどにより、ITベンダーやITツールの見える化等に取り組んだ。</p>	<p>務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣</p>
<p>円滑な事業承継や創業支援等、適切な新陳代謝</p>	<p>・中小企業・小規模事業者の円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、今後10年程度を集中実施期間として取組を強化する。抜本拡充された事業承継税制に加え、M&Aの支援強化等、承継前後のシームレスな支援を実施する。</p> <p>小規模事業者・個人事業主の承継に係る予算や税といった総合的な支援や大企業・中堅企業との連携等を進める。</p>	<p>・平成30年から、法人の事業承継税制を抜本的に拡充し、平成30年度においては2,930件(平成31年4月末時点の集計値)の申請があった。</p> <p>また、個人事業者の集中的な事業承継を後押しするため、令和元年度税制改正では、10年間の時限措置として、土地、建物、機械・器具備品等の承継時の贈与税・相続税の100%納税猶予制度を創設した。</p>	<p>財務大臣、経済産業大臣</p>
<p>中小企業支援機関の強化</p>	<p>・金融機関が、過度に担保・保証に依存せず事業性評価や生産性向上に向けた経営支援に十分取り組むよう、以下の施策を通じて、金融仲介機能の適切な発揮を促す。</p> <p>－金融機関による顧客企業の価値向上に資するアドバイ</p>	<p>・事業承継時も含めた「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況をはじめとする各金融機関の金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)について</p>	<p>内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(金融))、財務大臣、経済産業大臣</p>

	<p>スやファイナンスの提供を促進するため、事業承継時も含めた「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会策定）の活用状況をはじめとする各金融機関の金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)の素案を平成30年夏を目途に策定し、金融機関の「見える化」を推進する。</p>	<p>は、昨年9月に、共通ベンチマークを基に金融機関の定義の差異等に留意して検討していく旨、周知したところ。</p> <p>定義をそろえ客観性・比較可能性を確保しつつ、各行の特性・特色ある取組を尊重・促していくことを両立する観点から、詳細等につき検討を行っていく。</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

4. 観光・スポーツ・文化芸術

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを目指す。」【80】 ⇒2018 年：3,119 万人
 《KPI》「訪日外国人旅行消費額を 2020 年に 8 兆円、2030 年に 15 兆円とすることを目指す。」【81】 ⇒2018 年：4 兆 5,189 億円
 《KPI》「2025 年までに、文化 GDP を 18 兆円（GDP 比 3 %程度）に拡大することを目指す。」【90】
 ⇒2016 年：8.9 兆円（2015 年：8.8 兆円）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
観光	<ul style="list-style-type: none"> 次世代の観光立国実現のための財源の活用 「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について」（平成 29 年 12 月 22 日観光立国推進閣僚会議決定）に基づき、国際観光旅客税の税収を活用し、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際観光旅客税の用途については、平成 30 年通常国会で一部改正した国際観光振興法¹⁶や「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について」（平成 29 年 12 月 22 日観光立国推進閣僚会議決定、平成 30 年 12 月 21 日一部改正）に基づき、平成 30 年度予算においては、CIQ 体制の整備などに充当し、平成 31 年度予算においては、出入国手続きの高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充など特に新規性・緊急性の高い施策・事業に充てることとした。 	財務大臣、国土交通大臣

¹⁶ 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成 9 年法律第 91 号）

<p>スポーツ産業の未来開拓</p>	<p>・スタジアム・アリーナについて、類型ごとの課題の共有を行うとともに、国の支援に係る一元的な相談窓口の設置、地元の合意形成を担う人材の確保策等の検討など、個別のニーズを踏まえた支援を関係府省庁・機関等が連携して行う。また、スポーツ以外のコンテンツを有する民間事業者ニーズの反映方策やスタジアム等の地域にもたらす効果の検証手法について検討を開始する。</p>	<p>・平成 30 年 6 月に設置したスタジアム・アリーナ改革の推進に係る相談窓口や先進事例形成支援(平成 31 年 3 月末までに 15 件)等を通じて、各地域の課題や個別ニーズに応じた支援を行った。</p> <p>運営・管理者やコンテンツホルダーの視点でスタジアム・アリーナの事業効果を最大化するための手法や検討ポイントを整理した「スタジアム・アリーナ運営・管理計画検討ガイドライン」を平成 30 年 7 月に取りまとめた。</p>	<p>内閣総理大臣(まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣府特命担当大臣(地方創生))、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p>
<p>文化芸術資源を活用した経済活性化</p>	<p>・文化を発想の起点として広範な課題とその解決の方向性について、文化関係者と産業界とが対話する場を設置し、高付加価値市場の創出、文化芸術資源や関連技術を利用したビジネス等におけるイノベーション、舞台芸術を含む文化関連サービス・コンテンツの海外展開の推進等を図る。劇場・音楽堂等において、自己収入の増加を促しつつ、機能強化・鑑賞環境の充実を図る。こうした取組により、文化による国家ブランド戦略の構築と文化 GDP の拡大を図る。</p>	<p>・「文化経済戦略」(平成 29 年 12 月 27 日内閣官房・文化庁策定)に基づき、本戦略を推進するための主要施策を盛り込んだ「文化経済戦略アクションプラン」を平成 30 年 8 月に取りまとめた。今後、文化関係者と産業界とが対話する場を設置することを検討。</p>	<p>内閣総理大臣(内閣官房長官、東京オリンピック大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣府特命担当大臣(クールジャパン戦略、知的財産戦略、地方創生))、総務大臣、法務</p>

			大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、經濟産業大臣、国土交通大臣、環境大臣
--	--	--	-------------------------------------------------

II. 経済構造革新への基盤づくり

[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備

1. 基盤システム・技術への投資促進

① KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、情報処理安全確保支援士登録数 3 万人超を目指す。」

【93】⇒2018 年 10 月 1 日：17,360 人

② 施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
データ連携活用基盤の構築	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 5 月に成立した生産性向上特別措置法に基づく産業データ活用事業認定制度に係る制度整備を行い、「自動走行・モビリティサービス」「ものづくり・ロボティクス」「バイオ・素材」などの Connected Industries の重点分野を中心に、地図データ、素材データ、保安データ等について、協調領域における産業データの共有・連携事例の拡大を図るとともに、実装支援を強化する。 個人の指示又はあらかじめ指定した条件に基づき、当該個人に代わり妥当性を判断した上で第三者へのパーソナルデータの提供を行う情報信託機能について、平成 30 年度中の民間団体等による任意の認定スキームの運用開始を目指 	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上特別措置法における産業データ活用事業認定制度を平成 30 年 6 月から施行。革新的データ産業活用計画については、49 件の計画を認定。(平成 31 年 3 月末日現在) データの共有・連携事例の拡大については、平成 29 年度補正予算事業において、Connected Industries 重点分野における複数事業者間でのデータ共有を行う事業 25 件や大企業とベンチャー企業の共同で AI システムを開発する事業 25 件を支援。 平成 30 年 12 月から、一般社団法人日本 IT 団体連盟による認定業務が開始。また、情報信託機能を活用した事業を運営する者の参考となる手引き書を作成。 	<p>総務大臣、経済産業大臣</p> <p>総務大臣、経済産業大臣</p>

	すとともに、実証事業等を通じ必要なガイドラインを取りまとめる。		
サイバーセキュリティの確保	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年夏に策定する「次期サイバーセキュリティ戦略」において、「任務保証」、「リスクマネジメント」及び「参加・連携・協働」の3つの観点からの取組を推進するという「持続的な発展のためのサイバーセキュリティ」を基本的な在り方として盛り込み、サイバーセキュリティに関する施策の基本的な方針や推進体制等の明確化を図る。 その上で、「次期サイバーセキュリティ戦略」に基づき、情報共有体制の構築、人材育成・確保、国民に対する情報発信、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた態勢整備等に政府一丸となって取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな「サイバーセキュリティ戦略」を、平成 30 年 7 月 27 日に閣議決定。これに基づく年次計画を策定し、各種施策を実施。 特に、従来の枠を超えた情報共有体制の構築については、協議会を創設し、構成員の守秘義務の適用等を盛り込んだサイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 91 号）が平成 30 年 12 月 5 日に成立し、同法の施行のため、平成 31 年 3 月 8 日に、関係者との連絡調整に関する事務を委託することができる法人を定めたサイバーセキュリティ戦略本部令の一部を改正する政令等が閣議決定されたほか、当該協議会を立ち上げるための取組を実施した。また、人材育成・確保については、「サイバーセキュリティ人材育成取組方針」（平成 30 年 6 月 7 日サイバーセキュリティ戦略本部報告）を取りまとめ、「サイバーセキュリティ戦 	内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、防衛大臣

		<p>略」に反映した。国民に対する情報発信については、情報発信・相談窓口の充実などを盛り込んだ「サイバーセキュリティ意識・行動強化プログラム」を平成31年1月24日に決定した。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、情報共有とインシデント発生時の対処支援調整等を担うサイバーセキュリティ対処調整センターを構築するための取組を実施した。</p>	
<p>新たな技術・ビジネスへの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年夏頃までに必要な技術基準を策定した上で平成31年3月末頃までに周波数割当てを行って5Gの地方への速やかな普及展開を推進するとともに、5GやIoTなどの高度無線環境を支える光ファイバ網等の整備の在り方について検討を行い、平成30年夏頃までに結論を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 5Gについては、平成30年7月に5Gの技術基準を策定。平成31年1月には、2年以内に全都道府県でサービスを開始することなどの審査基準項目を設けた「5Gの導入のための特定基地局の開設に関する指針」を制定。同指針を踏まえた事業者からの申請の審査を行い、平成31年4月にも、周波数の割当てを行う予定。 平成30年8月に総務省「ICTインフラ地域展開戦略検討会 最終取りまとめ」を公表。検討の結果等を踏まえ、5G 	<p>総務大臣</p>

		や IoT などの高度無線環境を支える光ファイバ網を整備する「高度無線環境整備推進事業」を平成 31 年度から実施する予定。	
--	--	----------------------------------------------------------------	--

2. AI 時代に対応した人材育成と最適活用

2-1. AI 時代に求められる人材の育成・活用

①KPI の主な進捗状況

- 《KPI》「AI 分野等に係る職業実践力育成プログラム (BP) 認定数を 2023 年度までに倍増する。」【106】 ⇒2019 年 4 月時点：10 課程 (2019 年 10 月時点で 14 課程となることが決定しており、目標を達成)
- 《KPI》「無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%とする。」【99】 ⇒2017 年：38.3%
- 《KPI》「学習者用コンピュータを 2020 年度までに 3 クラスに 1 クラス分程度整備する。」【100】 ⇒2017 年度：児童生徒 5.6 人に 1 台
- 《KPI》「新たな IT パスポート試験の受験者数を 2023 年度までに 50 万人とする。」【96】 ⇒新たに試験を整備 (2019 年度開始)
- 《KPI》「第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を 2020 年度までに 100 講座とする。」【105】 ⇒2019 年 4 月時点：54 講座
- 《KPI》「大学・専門学校等での社会人受講者数を 2022 年度までに 100 万人とする。」【107】 ⇒2016 年：約 50 万人

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
大学等における AI 人材供給の拡大	<ul style="list-style-type: none"> AI を含む工学分野における学科・専攻の縦割りの見直しや工学以外の複数の専攻分野を組み合わせた教育課程 (メジャー・マイナー制) に関する大学設置基準の改正を行い、来年度から実現するとともに、工学系基礎教育において情報教育等を行うモデル・コア・カリキュラムの策定など、工学系教育改革を実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> 工学系分野における学科・専攻の縦割りの見直し等を促進するため、大学設置基準及び大学院設置基準の一部を改正する省令 (平成 30 年文部科学省令第 22 号) を平成 30 年 6 月 29 日に公布・施行した。また、工学系教育改革に向けた実証検証を行う文部科学省補助事業において、工学基礎教育のモデル・コア・カリキュラムの開発等を 4 大学において実施。 	文部科学大臣
初等中等教育段階における	<ul style="list-style-type: none"> 令和 2 年度から全ての小学校でプログラミング教育を効果 	<ul style="list-style-type: none"> 「小学校プログラミング教育の手引」や未来 	総務大臣、文部科学大臣、

AI 教育の強化	<p>的に実施するために、平成 31 年度から教員が教材や指導方法等に習熟できるよう、未来の学びコンソーシアムの活動等により、全国の教育委員会や学校、企業等と協働して、ポータルサイト等を活用しながら教材開発や教員研修の質の向上を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線 LAN や学習者用コンピュータ等の必要な ICT 環境を令和 2 年度までに整備するため、平成 29 年末に示した ICT 機器の整備方針に基づく ICT 機器の機能等や効率的な調達方法、わかりやすく「見える化」した各市町村等の整備状況等について教育委員会だけでなく首長等に対して周知するなどにより、地方自治体における整備を加速化させる。 	<p>の学びコンソーシアムが運営するポータルサイトを通じて指導例を提示するなど、指導方法等の普及を図るとともに、教員研修用教材の作成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「全国 ICT 教育首長協議会」と連携して全国の首長への PR 活動を行うとともに、各自治体において首長と教育委員会が議論する場である総合教育会議を活用して首長に理解を求めることを促した。 	<p>経済産業大臣</p> <p>文部科学大臣</p>
大学等におけるリカレント教育等を活用した AI 人材等の裾野拡大	<ul style="list-style-type: none"> 大学や専修学校等における社会人向け短期教育プログラムや放送大学、MOOCs 等を活用したオンライン講座などのリカレント教育を大幅に拡充するとともに、リカレントセンター等の設置や教育能力も含め質の高い実務家教員の確保、専門職大学院と産業界との連携構築など、大学等でリカレント教育を行う体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学や専修学校等における社会人向け短期プログラムを制度化し、平成 31 年度から開講できるように措置した。また、放送大学の実務型プログラム等を充実するとともに、リカレント教育や実務家教員育成に関する産学共同教育の場やプログラムの提供等を開発するための事業を実施することとした。 <p>さらに、専門職大学院と産業界等の連携を</p>	<p>文部科学大臣</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門実践教育訓練給付について、専門職大学等の課程を対象とするとともに、大学の「職業実践力育成プログラム」や専修学校の「職業実践専門課程」、AI・IT分野等の「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」等と連携し、AI時代に求められる能力等を身につけさせるために対象講座の拡大を図る。 	<p>強化する観点から、学校教育法等を改正し、当該職業に関連する事業を行う者等の協力を得て教育課程を編成、実施する仕組みを創設した(平成31年4月1日施行)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門実践教育訓練給付の対象として専門職大学等の課程を位置けるとともに、平成30年10月以降に大学等の職業実践力育成プログラム(18講座新規指定)、専修学校の職業実践専門課程等(120講座新規指定)及び第四次産業革命スキル習得講座(30講座新規指定)についてそれぞれ対象講座を拡大した。 	<p>文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------

2-2. 人材の最適活用に向けた労働市場改革

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年：転職入職率 9.0%」【120】 ⇒2017年：8.6%

《KPI》「2020年：上場企業役員に占める女性の割合 10%」【109】

⇒2018年：4.1%

《KPI》「2020年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合 15%」【110】

⇒2018年：11.2%

《KPI》「2020年：第1子出産前後の女性の継続就業率 55%」【112】

⇒2015年：53.1%

《KPI》「2020年：テレワーク導入企業を2012年度比で3倍」【123】

⇒2018年：19.1%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
ダイバーシティの推進	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法¹⁷（平成27年法律第64号）について、附則に基づく「施行後3年の見直し」に着手し、平成30年度中に結論を得る。見直しにおいては、管理職への女性の登用、多様で柔軟な働き方の導入、仕事と家庭生活との両立やキャリア形成への支援等について、数値目標設定や情報開示の拡大、取組状況に応じた企業へのインセンティブの充実等について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法について、行動計画策定や情報公表の義務対象となる事業主の拡大、情報公表の強化、女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度の創設等を盛り込んだ改正法案を、平成31年通常国会に提出した。 	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、厚生労働大臣
生産性を最大限に発揮できる働き方の実現	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働の上限規制や年次有給休暇についての使用者による時季指定の導入、勤務間インターバル制度の普及促進等により、長時間労働を是正する。また、働き方改革のために人材を確保することが必要な中小企業に対する支援等 	<ul style="list-style-type: none"> 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）を平成31年4月から施行する（ただし、一部の規定については令和2年度以降施行）。 	厚生労働大臣

¹⁷ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

	を行う。	また、働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者が雇入れにより雇用管理改善を達成した場合の助成金を平成31年4月に創設。	
--	------	--------------------------------------------------------------	--

2-3. 外国人材の活躍推進

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年末までに 10,000 人の高度外国人材の認定を目指す。さらに 2022 年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目指す。」
【125】

⇒ポイント制の導入（2012 年 5 月）から 2018 年 12 月までに高度外国人材と認定された外国人数は 15,386 人

《KPI》「2020 年までに外国人留学生の受入れを 14 万人から 30 万人に倍増（「留学生 30 万人計画」の実現）」【124】

⇒我が国の大学・大学院など高等教育機関における外国人留学生数は 208,901 人（2018 年 5 月時点）

※日本語教育機関に在籍する外国人留学生 90,079 人を加えると 298,980 人（2018 年 5 月時点）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
高度外国人材の受入れ促進	<ul style="list-style-type: none"> 外国人起業家の更なる受入れ拡大に向けて、起業に向けた準備のため最長 1 年間の在留期間を付与するなどの入国管理制度上の措置を講ずるとともに、起業活動実施状況の確認、相談体制の構築等の管理・支援施策を実施するなど、起業活動を支援する「スタートアップ・プログラム（仮称）」を平成 30 年中に開始する。 「高度人材ポイント制」について、特別加算の対象大学の拡大等の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 12 月 28 日に、地方公共団体が外国人起業活動促進事業を行うための手続等を定めた告示¹⁸を施行した。また、同告示に従って地方公共団体から起業のための支援を受ける外国人起業家に対し、1 年を超えない期間で「特定活動」の在留資格をもって入国・在留することを認める告示を同日に施行した。 「高度人材ポイント制」における特別加算の対象大学の拡大については、従前の特別加算の基準を緩和し、従 	<p>法務大臣、 経済産業大臣</p> <p>法務大臣</p>

¹⁸ 外国人起業活動促進事業に関する告示（平成 30 年経済産業省告示第 256 号）

		来の13校から100校以上に対象を拡大する告示を、平成31年3月に施行。	
新たな外国人材の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、現行の専門的・技術的な外国人材の受入れ制度を拡充し、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年臨時国会において、新たな在留資格の創設を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）が成立し、同年12月14日に公布。その施行に向け、基本方針、分野別運用方針を同月25日に閣議決定。関係政省令及び告示を平成31年3月までに公布し、同年4月1日に施行。 	法務大臣

3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援

3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3倍増とすることを旨とする。」【130】

⇒1,361 億円（2017 年度実績）

《KPI》「2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を4%以上とする」【132】 ⇒3.48%（2017 年度実績）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
大学改革等による知的集約産業の創出	<ul style="list-style-type: none"> 経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の改正について平成 31 年通常国会への提出を念頭に作業を行う。 研究大学を中心とした国立大学に対し、民間資金の獲得等に応じ、評価を通じた運営費交付金の配分のメリハリ付け等によるインセンティブの仕組みについて平成 30 年度中に検討し、早急に試行的に導入を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人が「一人複数大学制」を主体的に選択できる制度を創設するほか、経営と教学の分担を選択可能とし、外部理事の複数登用を義務化するなどの国立大学法人法等の改正¹⁹について、平成 31 年通常国会に提出した。 国立大学法人運営費交付金の一部において、外部資金獲得実績など成果を中心とする実績状況に基づく配分を平成 31 年度から導入した。 <p>また、平成 31 年度から、外部資金獲得実績に応じてインセンティブを付与する国立大学イノベーション創出環境強化事業を実施することとした。</p>	<p>文部科学大臣</p> <p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣</p>

¹⁹ 学校教育法等の一部を改正する法律案（平成 31 年閣法第 22 号）

3-2. ベンチャー支援強化

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに
 倍増することを目指す」【135】

⇒2015 年～2017 年の 3 か年平均：0.030%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
イノベーションと創業	<ul style="list-style-type: none"> ・国の機関が有する具体的ニーズに照らして公共調達における研究開発型中小・ベンチャー企業の活用を促進する取組を拡充するとともに、政府全体で先進技術の導入や中小・ベンチャー企業の活用を促進するための省庁向けガイドラインを平成 30 度中に策定する。 ・ベンチャー企業の特許について、平成 30 秋までに、原則 1 か月以内に 1 次審査結果を通知できる（「スーパー早期審査」）体制を整備するとともに、審査官と相対で直接意思疎通を図る面接等を行い、ベンチャー企業が活用しやすい権利の取得を支援する取組を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の公共調達案件において、J-Startup 選定企業の入札機会の拡大を図ったほか、公共調達における中小・ベンチャー企業の活用促進に向けたガイドラインの策定に向けて取り組み、平成 31 年 4 月 1 日に策定した。 ・平成 30 年 7 月から、ベンチャー企業であつて、実施関連出願である場合には、既存のスーパー早期審査にあつた「外国関連出願」を満たさない場合にも活用できる「ベンチャー対応 スーパー早期審査」に加え、1 次審査結果通知前に審査官との相対での面接を実施できる「ベンチャー企業対応 面接活用早期審査」を開始した。 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、経済産業大臣、国土交通大臣</p> <p>経済産業大臣</p>

4. 知的財産・標準化戦略

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で、権利化までの期間を半減させ、平均 14 月とする。」【140】 ⇒2017 年度：平均 14.1 月
 《KPI》「中小企業の特許出願に占める割合を 2019 年度までに約 15%とする。」【136】 ⇒2017 年度：15%
 《KPI》「2020 年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を 100 件実現する。」【139】 ⇒2018 年度実績：19 件

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
知的財産・標準化戦略	<ul style="list-style-type: none"> IoT、AI、ビッグデータなどの新技術による社会変革（イノベーション）を促進する「デザイン経営」の奨励及びブランド形成に資するデザインの保護等の観点から、意匠制度をはじめ他の知的財産権に係る法制度の見直しを含め、「デザイン経営」に資する制度の在り方や奨励する方策について検討し、必要な措置を講ずる。 「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」（平成 30 年 4 月 13 日知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、正規版流通の拡大のほか、サイトブロッキングに係るものを含め、必要な法整備の在り方や国民への著作権教育を含む方策について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の意匠制度をはじめ他の知的財産権制度の在り方について、平成 30 年 8 月以降、意匠制度小委員会等にて検討を進め、平成 31 年 2 月に報告書を取りまとめ、平成 31 年通常国会に法案を提出した。 「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」において、インターネット上の海賊版に対する総合対策について集中的に議論を行った。これを受け、効果的な著作権教育、正規版の流通促進、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制等の対策、フィルタリング、海賊版サイトへのアクセス時に警告を 	<p>経済産業大臣</p> <p>内閣総理大臣（内閣府特命大臣（知的財産戦略）、国家公安委員会委員長） 総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣</p>

		表示する「アクセス警告方式」の導入やリーチサイト規制及び侵害コンテンツのダウンロード違法化の検討など、関係省庁等において必要な取組が順次進められている。	
--	--	------------------------------------------------------------------------------	--

[2] 大胆な規制・制度改革

1. サンドボックス制度の活用と縦割規制からの転換／プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備／競争政策の在り方

○施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
新技術等の社会実装に向けた政府横断・一元的体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 内閣官房は、内閣府と連携して、「新技術等実証」を実施すべく規制の「サンドボックス」制度を活用する者の申請を幅広く一元的に受け付けるための窓口（新技術等社会実装推進チーム（仮称））を設け、民間事業者からの申請に対する事前相談（新技術等の革新性の確認、新技術等関係規定の確認・整理、主務大臣の確認等）をきめ細かく行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 6 月 6 日に新技術等社会実装推進チーム（規制のサンドボックス制度 政府一元的総合窓口）を設置、民間事業者からの申請に対する事前相談をきめ細かく行っている。 	内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策、地方創生、規制改革））、経済産業大臣
プラットフォーム選択環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 新たなプラットフォーム型ビジネスが次々と創出され、活発な競争が行われる環境を整備するため、利用者が最も使いやすいプラットフォームを選択でき、中小企業やベンチャーを含めた公正かつ自由な競争環境が確保されるための取組を検討する。 このため、既存の縦割の業規制からサービス・機能に着目した規制体系への転換の在り方や、特定のプラットフォームからいつでもユーザーが移籍できるデータポータビリティやオープンに接続されることが可能な API 開放等を含め、公正かつ自由で透明な競争環境の整備、イノベーション促進のための規制緩和（参 	<ul style="list-style-type: none"> 競争政策、情報政策、消費者政策などの知見を有する学識経験者等からなる「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」を平成 30 年 7 月に設置し、デジタル・プラットフォーマーを取り巻く課題や対応について検討を実施。同年 12 月に検討会の中間論点整理を公表するとともに、「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」を策定。 これに沿って具体的 	内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣

	<p>入要件の緩和等)、デジタルプラットフォームの社会的責任、利用者への公正性の確保等について、関係省庁で検討し、平成30年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める。</p>	<p>措置を検討しているところ。</p>	
<p>経済社会構造の変化に対応した競争政策の在り方の検討</p>	<p>・地域における人口減少等による需要減少や、グローバル競争の激化など、経済・社会構造そのものが大きく変化する中、地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保、地域等での企業の経営力の強化、公正かつ自由な競争環境の確保、一般利用者の利益の向上等を図る観点から、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、平成30年度中に結論を得る。</p>	<p>・「経済政策の方向性に関する中間整理」(平成30年11月26日 未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議、経済財政諮問会議、規制改革推進会議)において、「地域経済の実情を踏まえ、地方銀行・乗合バス等の地方基盤企業の統合・強化・生産性向上を図るため、地方基盤企業の経営統合に対する独占禁止法の適用の在り方(新たな制度創設または予測可能性をもって判断できるような透明なルールの整備)」等を検討することとした。</p>	<p>内閣総理大臣(経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、内閣府特命担当大臣(金融))、経済産業大臣、国土交通大臣</p>

2. 投資促進・コーポレートガバナンス

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す」【141】

⇒日本（TOPIX500）：4.0%、米国（S&P500）：6.2%、
欧州（BE500）：4.2%

※いずれも2018年4月から2019年3月の期間における各企業の年次決算について2019年5月下旬時点で算出。

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
コーポレートガバナンス改革	<ul style="list-style-type: none"> 環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任、取締役会の多様性確保（ジェンダーや国際性の面を含む）、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。 企業グループ全体の価値向上を図る観点から、グループ経営において「守り」と「攻 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年6月にコーポレートガバナンス・コードを改訂し、「投資家と企業の対話ガイドライン」を策定した。 また、コーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえ、平成30年9月、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」の改訂を行った。 平成31年2月に、上場会社等における社外取締役の設置の義務付け等を内容とする会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱が取りまとめられ、法制審議会総会での答申を得た。 CGS研究会（2期）の議論を踏まえ、上場子会社を含めたグループ 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、 法務大臣、 経済産業大臣</p> <p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣</p>

	<p>め」両面でいかにガバナンスを働かせるか、事業ポートフォリオをどのように最適化するかなど、グループガバナンスの在り方に関する実務指針を平成31年春頃を目途に策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社株対価のM&Aの促進のため、産業競争力強化法²⁰改正により創設された税制・会社法（平成17年法律第86号）に関する特例措置の利用を促すとともに、会社法において、自社株対価M&Aに関する新たな規律を設けることについて、法制審議会に設置した部会において検討を行い、平成30年度中に結論を得る。 	<p>ガバナンスの在り方を示す「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を令和元年6月に公表する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業競争力強化法改正により創設された税制・会社法に関する特例措置の活用を促進するため、企業関係者向けセミナーでの講演、新聞や専門メディアへの掲載等の周知活動を実施している。 <p>平成31年2月、自社株対価M&Aに関する新たな規律である株式交付制度の創設等を内容とする会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱が取りまとめられ、法制審議会総会での答申を得た。</p>	<p>（金融）、法務大臣、経済産業大臣</p> <p>法務大臣、経済産業大臣</p>
<p>建設的な対話のための情報開示の質の向上、会計・監査の質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営戦略やガバナンス情報等を含む企業と投資家の建設的な対話に資する上場企業の情報開示について、令和元年前半までを目途に、金融審議会での結論を踏まえた取組を実施するとともに、引き続き、開示の在り方について総合的な検討を行う。 ・ 株主総会の招集通知添付書類の原則電子提供について、法制審議会に設置した部会にお 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成31年1月に企業内容等の開示に関する内閣府令を改正するとともに、同年3月に「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」を公表した。 ・ 平成31年2月に、株主総会資料の電子提供制度の創設等を内 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣、経済産業大臣</p>

²⁰ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）

	<p>いて検討を行い、平成 30 年度中に結論を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」（平成 29 年 12 月 28 日内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省策定）を踏まえ、関係省庁は、一体的な開示を行おうとする企業の試行的取組を支援しつつ、一体的開示例・関連する課題等について検討し、平成 30 年中に検討内容を公表し、その後速やかに必要な取組を実施する。 ・関係機関等と連携し、国際会計基準（IFRS）への移行を容易にするための更なる取組を進めることにより IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。また、監査に関する情報提供の充実に向けた更なる取組を検討するとともに、監査法人のローテーション制度について調査研究を行う。 	<p>容とする会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱が取りまとめられ、法制審議会総会での答申を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 12 月に、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」（内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省策定）を公表し、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示を行う場合の記載例、スケジュール例等を提示した。 ・IFRS 任意適用企業数（適用予定を含む）は、平成 31 年 3 月末時点で 213 社、全上場企業の時価総額の 34.7%。 監査報告書の透明化について、平成 30 年 7 月に監査基準を改定し、平成 31 年 1 月に「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を公表した。 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））</p>
<p>中長期的投資の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融安定理事会（FSB）の気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）などの国際的な開示要請の潮流を踏まえ、改定した環境報告ガイドライ 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 6 月に公表した「環境報告ガイドライン 2018」を補完する環境報告のための解説書を平成 31 年 3 	<p>環境大臣</p>

	<p>ンを平成 30 年 6 月に公表し、ガイドラインの内容を補完・補足するための手引及び解説書を平成 30 年度中に発行する。また、平成 30 年度中に TCFD 提言に対応する企業を選定して助言など支援を実施する。</p>	<p>月に発行した。</p>	
<p>活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・決済リスクの削減や市場の効率性の向上等を図るため、株式・社債等について令和元年中の T+2 化の着実な実施を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 7 月、株式等の決済期間短縮化（T+2 化）が実施される予定。 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））</p>

3. 国家戦略特区の推進

○施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
バーチャル特区型指定制度の活用	<ul style="list-style-type: none">国家戦略特区について、「地方創生型バーチャル特区」型指定を取り入れ、特定メニューについて、既存の特区エリアを超えた、横連携での実証を可能とする。また、近未来技術型バーチャル特区の指定制度についても、検討を行い、平成30年度内に結論を得る。	<ul style="list-style-type: none">平成30年6月14日開催の第35回国家戦略特区諮問会議における議論を踏まえ、特定の規制改革事項の全国展開に向けて、地域間連携により、効率的・効果的に実証事業を行う「特定事業連携型指定」を新たに設けるため基本方針を改正予定。具体的には、平成30年12月17日開催の第37回国家戦略特区諮問会議において、遠隔服薬指導についてバーチャル特区制度活用の方針を決定。	内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(地方創生))

[3] 海外の成長市場の取り込み

① KPI の主な進捗状況

《KPI》「2018 年までに、FTA 比率 70% (2012 年 : 18.9%) を目指す。」

【147】 ⇒2018 年度末時点 : 51.6%

※日本の貿易総額に占める、2018 年度末時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合 (2018 年貿易額ベース)

※4 本の経済連携交渉を早期妥結に向け推進中 (交渉中のものを含めると 86.2%)

《KPI》「2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する。」【150】 ⇒2018 年末時点 : 30.7 兆円

《KPI》「2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額 2010 年比 2 倍を目指す。」【149】

⇒2016 年度 : 20.6 兆円 (2010 年度 : 12.8 兆円)

《KPI》「2020 年に約 30 兆円 (2010 年 : 約 10 兆円) のインフラシステムの受注を実現する。」【142】 ⇒2016 年 : 約 21 兆円

※KPI は事業投資による収入額等」を含む

《KPI》「2020 年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を 500 億円に増加させる。」【151】 ⇒2017 年度 : 444.5 億円

② 施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
「Society 5.0」の国際展開と SDGs 達成	<ul style="list-style-type: none"> 大企業、中小企業、ベンチャーを含む我が国企業に加え、必要に応じ外国企業も参画する形で、「Society 5.0」を海外において実現する、代表的な民間プロジェクトの組成を促し、各省庁の施策によりこれを支援していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 7 月に世界経済フォーラム (WEF) 第四次産業革命日本センターが、WEF、一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブ及び経済産業省との連携の下設立。同センターが、ヘルスケア、スマートシティ及びモビリティの 3 つの分野にて官民のプロジェクトチームを立ち上げ、プロジェクトの具体化を進めている。 	経済産業大臣

<p>日本企業の国際展開支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「インフラシステム輸出戦略」（平成 30 年度改訂版） （平成 30 年 6 月 7 日経協インフラ戦略会議決定）に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、外交戦略にも留意しつつ、ソフトインフラ支援の充実等を通じ、官民一体となって競争力の強化に取り組み、本邦企業による受注を促進する。 ・【経済連携交渉】自由で公正な市場を、アジア太平洋地域をはじめ、世界に広げていくため、平成 30 年 3 月 8 日に署名に至った TPP11 協定の早期発効に取り組むとともに、参加国・地域の拡大について議論を進めていく。また、平成 29 年 12 月に交渉妥結に至 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な外交機会の活用及び多国間のルール形成等を通じ「質の高いインフラ」の普及に努めるとともに、その整備を幅広く支援するファシリティを国際協力銀行（JBIC）に新設した。 また、第三国連携、他国政府・政府機関との情報共有・協力関係強化、途上国での法整備支援等を進めた。 さらに、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成 30 年法律第 40 号）を施行し、案件形成から完工後の運営・維持管理まで一貫した取組を可能としたところ。 公的金融支援を受けた企業の出資持分の譲渡容認明確化及び円借款の本邦技術活用条件等に係る制度改善を実施した。 ・ TPP11 が平成 30 年 3 月 8 日に 11 か国で署名され、12 月 30 日に発効した。また、同年 7 月 17 日に日 EU・EPA が署名され、平成 31 年 2 月 1 日に発効した。引き続き、TPP11、日 EU・EPA の着実な実施、 	<p>総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣</p> <p>内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））、総務大臣、法務大臣、外務大</p>
--------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>った日 EU・EPA についても、早期署名・発効を目指す。このほか、RCEP、日中韓 FTA を含む経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、自由貿易の旗手として、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。</p> <p>【投資関連協定】現在交渉中の協定を含めると合計 92 の国・地域をカバーする見込みである。平成 30 年以内に、相手国と協議の上、更に 6 か国との間で新規に交渉を開始することを目指す。</p>	<p>TPP11 の拡大に向けて取り組むとともに、RCEP など現在交渉中の経済連携協定を推進していく。</p> <p>・投資協定の推進については、平成 30 年 2 月に日アルメニア投資協定が、同年 4 月に日アラブ首長国連邦 (UAE) 投資協定が、同年 11 月に日ヨルダン投資協定が、そして同年 12 月に日アルゼンチン投資協定が署名に至っている。さらに同年、エチオピア、タジキスタン及びパラグアイの 3 か国並びに平成 31 年 2 月にアゼルバイジャンとの間で新たに正式交渉を開始し、現在交渉中の投資関連協定が全て発効すると 94 の国・地域をカバーすることとなる。これらの協定を着実に進めるとともに、新規交渉国拡大を目指す。</p>	<p>臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p> <p>内閣総理大臣 (経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全))、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>【租税条約】我が国との投資関係の発展が見込まれる国・地域との間での新規締結や既存条約の改正を通じ、我が国企業の健全な海外展開を支援する上で必要な租税条約ネットワークの質的・量的拡充を進める。</p> <p>・「新輸出大国コンソーシアム」を中核として、海外の専門家を拡充し、国内から海外まで一貫した伴走型支援等を提供する。その際、地域未来</p>	<p>・リトアニア、エストニア及びアイスランドとの新規の租税条約について、平成30年5月に通常国会で承認され、それぞれ同年8月、9月、10月に発効。ロシア及びデンマークとの租税条約の改正についても、同通常国会で承認され、それぞれ同年10月、12月に発効。さらに、平成29年5月に通常国会で承認されたオーストリア及びベルギーとの租税条約の改正についても、それぞれ平成30年10月、平成31年1月に発効。また、クロアチア、コロンビア及びエクアドルとの新規の租税条約について、それぞれ平成30年10月、12月、平成31年1月に署名。スペインとの租税条約の改正についても、平成30年10月に署名。その他の国との租税条約についても、交渉を着実に前進させた。</p> <p>・支援機関による伴走型支援に加え、JETROが海外の主要 EC 業者のウェブサイト「ジャパンモール」を設置し、EC</p>	<p>経済産業大臣</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

	<p>牽引企業を重点的に支援するとともに、コンソーシアム未参加の地域未来牽引企業に積極的に参加を働きかける。</p> <p>市場ニーズの把握に有効な越境 EC の活用を推進するため、プラットフォームとのマッチングや JETRO による海外 EC 内における日本製品販売のための特設ページ開設等の支援を強化する。</p>	<p>業者と日本の業者とのマッチングなどにより、日本製品を EC 業者が選定して買い取り、販売する取組を開始した。現在、シンガポール、香港等で事業を展開。</p>	
<p>日本の魅力を活かす施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年通常国会国会に提出した特定複合観光施設区域整備法案により、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、世界最高水準のカジノ規制等によって I R に対する様々な懸念に万全の対策を講ずる。 今後、関係政省令等の整備や世界最高水準の規制の執行体制の整備等に着実に取り組み、政策効果を早期に発現させるとともに、依存症などの様々な懸念への万全の対策を的確に実施する。 ・2025 年国際博覧会の会場にてイノベーションがもたらす未来の社会やライフスタイル等を試行・展示し、「Society 5.0」の社会実装を世界に発信する。 平成 30 年 11 月の開催地決定選挙に向け、政府、地元自治体、経済界、議員等が働きかけ、万博誘致特使の各国への派遣、国内外におけるイベ 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年通常国会において特定複合観光施設区域整備法案が成立し、平成 30 年 7 月 27 日に同法が公布されたことを受け、平成 31 年 3 月 29 日に特定複合観光施設区域整備法施行令(平成 31 年政令第 72 号)を公布したところ。引き続き、同法に基づき、関係政省令等の検討や、カジノ管理委員会の設立準備を進めているところ。 ・オールジャパンによる各国への誘致活動の結果、平成 30 年 11 月 23 日に 2025 年国際博覧会の開催国が日本に決定した。平成 31 年 2 月 8 日には、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する 	<p>内閣総理大臣(特定複合観光施設区域(IR)の整備に関する事務を担当する国務大臣)</p> <p>経済産業大臣</p>

	ント開催等を通じ、大阪・関西への誘致を実現する。	法律案を平成 31 年通常国会へ提出した。	
--	--------------------------	-----------------------	--

三. KPI レビューの実施

「実行計画」により、152 の KPI が設定されているが、これらの各 KPI について、その進捗状況等を踏まえて、A、B、F、N の 4 種類に区分した。

目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPI が目標達成に向けて進捗しているものを A、A ほど KPI が進捗していないものを B、施策の実行自体が KPI となっており、年度ごと施策の実施状況を確認するものを F、今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの（今後、データが得られ次第評価を行う。）を N とした。

平成 30 年 1 月に実施した進捗状況は、134 の各 KPI について、A 区分 60、B 区分 54、F 区分 8、N 区分 12 であったが、今般の 152 の各 KPI の進捗状況については、A 区分 51、B 区分 62、F 区分 12、N 区分 27 となっている（別添参照）。

これらの進捗状況を踏まえ、「革新的事業活動に関する実行計画」を改訂（令和元年 6 月 21 日閣議決定）し、革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策への取り組みを強化する。

